

事業主負担と被保険者負担

酒井 正
 (法政大学教授)

I 「事業主負担」に関する経済学の見方

公的年金や健康保険、介護保険、雇用保険といった社会保険では、社会保険料が徴収されてその財源が賄われている¹⁾。被用者(企業などに雇われて働く者)は、給与から天引きされる形で社会保険料を支払っており、これを社会保険料の被保険者負担分と言う。一方、この被用者自身が支払う社会保険料とは別に、事業主(企業)も各被用者について社会保険料を支払っており、こちらは社会保険料の事業主負担分と言う²⁾。すなわち、社会保険料は労使で折半されている。厚生労働省の『就労条件総合調査』(平成23年)によれば、事業主負担分に当たる「法定福利費」は、常用労働者一人当たりの労働費用のおよそ1割を占めている(表)。

表 常用労働者1人1カ月平均労働費用の構成比
 (単位:%)

労働費用総額	給与額	毎月きまわって支給する給与	賞与・期末手当	現金給与以外の労働費用	法定福利費	法定外福利費	現物給与の費用	退職給付等の費用	教育訓練費	募集費	その他の労働費用
100.0	81.5	67.2	14.3	18.5	10.8	2.0	0.1	5.0	0.3	0.1	0.1

出所: 厚生労働省「平成23年 就労条件総合調査」
 注: 「法定福利費」には、「児童手当拠出金」や「障害者雇用納付金」等も含まれる。

しかし、規定上、被用者と事業主が社会保険料を折半して負担するとされていることと、実体上、誰が負担しているかということは別問題である。経済学では、法律上は事業主の負担とされていても、それが被用者の賃金から差し引かれていれば、最終的には負担は被用者に帰着していると考えられる。すなわち、被保険者負担と事業主負担を区別して考える意味は無いというのが標準的な経済学の見方である。

次のような具体例を考えてみよう。今、社会保険料負担が無い社会において、企業は労働者に対して20万円の賃金を支払っているとする。ある時からこの社会で、労働者一人当たりにつき2万円の社会保険料負担が企業に義務付けられたとする。この時、企業は今まで通り労働者に20万円を支払い続けることはしない。労働供給が賃金に関係なく一定であれば、企業は労働者に支払う賃金を18万円に下げること、労働者一人当たりの雇用にかかるコストを20万円のまま

にできるからだ。逆に、労働者が社会保険料を支払うことが義務付けられた場合には、企業は20万円の賃金を支払い続けるが、労働者はそこから2万円の社会保険料を支払うことになるため、手取りは18万円となる。つまり、労働者が最終的に受け取る賃金と企業にとっての雇用コストは、社会保険料を事業主が負担しようが労働者が負担しようが違いは無いことになる。

上記の例では、事業主負担の100%が賃金に転嫁されたとしたが、正確に言えばそれは、①労働供給が完全に非弾力的な場合(=労働供給量が賃金水準に関係なく一定の場合)や、②労働需要が完全に弾力的な場合(=労働需要が賃金水準に極めて大きく依存する場合)に限られる。逆に言えば、労働需要曲線と労働供給曲線が通常通りにそれぞれ右下がりとならなければ、事業主負担のうち賃金に転嫁されるのは一部である。但し、その場合、労働者一人当たりの雇用コストの上昇に直面した企業は労働需要を減らすことになるため、雇用量は減少する³⁾。結局、労働者は、事業主負担を雇用量の減少という形で負担していると言える。上記の理論的帰結からは、労働供給の賃金弾力性は労働者の属性によって異なるため、同じ額の事業主負担であっても性別等によって賃金への転嫁の度合いが異なりうることや、グローバル経済下においては労働需要の賃金弾力性が大きいと考えられるため事業主負担は賃金へ転嫁されやすいといったことも予想される。以上のような話は、代表的な労働経済学の教科書や一般向けの記事等においてこれまで幾度となく紹介されて来た。

II 事業主負担の転嫁の実際

事業主負担が賃金へ転嫁されうることは、単に理論的に予測されるだけでなく、実証的にも確認されて来た。それらの分析では、典型的には以下のような式が推定される。

$$\ln w = a + \beta \tau + X\gamma + \varepsilon$$

ここで w は賃金、 τ は事業主負担(料率)、 X は統御変数、 ε は攪乱項を表す。事業主負担の係数 β がマイナスに有意な値を示せば、賃金への転嫁が存在するこ

となる⁴⁾。

これまで分析の対象となった国や制度は多岐にわたるが、事業主負担の帰着に関する52本の実証論文の結果をメタ回帰分析したMelguizo and González-Páramo (2013)によれば、アングロ－サクソン系諸国及び大陸諸国では事業主負担の3分の2が賃金に転嫁されており、北欧諸国に至っては9割近くが転嫁されているという。日本でも、近年、事業主負担の帰着について実証的な検証が進んでいる。それらの結果は必ずしも一様ではないが、総合的に判断すれば少なくとも賃金への転嫁がゼロということは無いと考えられる⁵⁾。

注意すべきは、上式による推定の結果、たとえ賃金への転嫁が観察されなかったとしても、「事業主負担は最終的に労働者によって負担されていない」とは即断できないということである。先に述べた雇用量の減少という形での負担の他にも、事業主負担の増加に伴って福利厚生（法定外福利）が減らされているかもしれないし、被用者保険が適用されない短時間労働者への代替が行われているかもしれない⁶⁾。

ところで、筆者はかつて事業主負担が賃金等に転嫁されている可能性について、企業に対してヒアリング調査を行ったことがある。しかし、「社会保険料の事業主負担が増えたからといってそれを労働者の賃金等に転嫁することはありえない」との意見が大半であり、実証分析の結果とは齟齬があるように思われた。だが、賞与などは利益に連動して決められていることも多い。事業主負担の増加は、利益の減少による賞与の減額という形で、企業によって意識されないままに労働者の賃金に転嫁されているのかもしれない。

Ⅲ 事業主負担の帰着を論じることの意義

それでは、事業主負担が賃金等に転嫁されているかどうかを知ることはなぜ重要なのだろうか。昨今、社会保障における生涯純受益（＝生涯受益－生涯負担）の世代間格差が指摘されている。特に若い世代では生涯純受益がマイナスになるとする試算もある。だが、それらの試算値も、事業主負担分を労働者の拠出とみなすかどうかによって大きく異なって来る。当然ながら事業主負担分も労働者の拠出として含めれば生涯純受益は小さく計算されることになる。そこで、事業主負担分のうちどの程度を労働者の拠出として計上すべきかが重要になって来るのである。同じことは、公的年金等の税財源化をシミュレーションする際にも言

え、事業主負担を無くす代わりに見込まれる賃金上昇がどの程度であるかが問題になってくる。このように事業主負担と被保険者負担の議論は、概念的な区別の真偽を超えて、現在では極めて定量的な議論に転換されていると言える⁷⁾。

- 1) 但し、いずれの社会保険においても社会保険料だけで財源が賄われているわけではなく、国庫負担がある。
- 2) 雇用保険二事業については労働者負担分は無く、また労働者災害補償保険についても事業主負担分のみとなっている。
- 3) 労働者が社会保険からの給付を評価しているならば、労働供給曲線の右方シフトが生じるため、雇用量が大きく減少しない可能性はある（Summers 1989）。
- 4) 事業主負担が既に存在する場合、新たに増えた事業主負担の全てが賃金に転嫁されたとしても β は-1にはならず、-1より絶対値で小さな値をとることになる（Gruber 1997）。
- 5) 先行研究の整理については、例えば酒井（2009）を参照のこと。最近の研究では、Hamaaki（2014）も賃金への転嫁を確認している。
- 6) これは生産要素の代替とみなすことができ、事業主負担がフルタイムの労働者の賃金へ100%転嫁されえないことが前提となる。
- 7) このように理論的にも実証的にも最終的には労働者の負担となっていることが確かめられているにもかかわらず、なぜ「事業主負担」は存在するのかという疑問については、事業主に社会保険料が課されたほうが、労働者に課されるよりも負担感が少ないといった心理的なバイアスの存在が考えられる。ただ、その政策としての是非については別途議論が必要である（大竹 2012）。

参考文献

- 大竹文雄（2012）「大竹文雄の経済脳を鍛える 社会保険料を負担しているのは誰？」日本経済研究センター。http://www.jcer.or.jp/column/otake/index400.html
- 酒井正（2009）「社会保険料の事業主負担と賃金・雇用の調整」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会。
- Hamaaki, J. (2014) “The Incidence of Health Insurance Costs: Empirical Evidence from Japan” *mimeo*.
- Gruber, J. (1997) “The Incidence of Payroll Taxation: Evidence from Chile,” *Journal of Labor Economics* 15 (S3): S72-S101.
- Melguizo, A. and J. M. González-Páramo (2013) “Who Bears Labour Taxes and Social Contributions? A Meta-Analysis Approach,” *SERIEs* 4 (3): 247-271.
- Summers, L. H., (1989) “Some Simple Economics of Mandated Benefits,” *American Economic Review* 79 (2): 177-183.

さかい・ただし 法政大学経済学部教授。最近の主な著作に“The Effects of Incidence of Care Needs in Households on Labor Force Participation, Subjective Health, and Life Satisfaction among Middle-aged Family Members”（共著）*Scottish Journal of Political Economy* (forthcoming)。労働経済学、社会保障論専攻。